

新潟市中央卸売市場卸売業者等に係る保証金の未預託による許可等の取消処分に関する要綱

制定日 令和 年 月 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市中央卸売市場業務条例(令和2年新潟市条例第5号。以下「条例」という。)第71条第1項に規定する指定(以下「指定」という。)を受けて業務を行っている卸売業者等に対し、保証金の充実に伴う追加預託をしないことを理由として、条例第7条第1項及び第25条第1項、並びに第39条第1項に規定する許可(以下「許可」という。)及び指定の取消処分を行うことについて、条例及び新潟市中央卸売市場業務条例施行規則(令和2年新潟市規則第36号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売業者等 条例第5条に規定する卸売業者及び条例第23条に規定する仲卸業者、並びに条例第37条に規定する関連事業者をいう。
- (2) 使用料等 条例第81条第1項に規定する使用料、同条第2項に規定する電力、電話、ガス、水道、下水道等の費用で市長の指定するもの、新潟市債権管理条例(平成26年新潟市条例第9号)第8条第1項に規定する延滞金及び同条例第9条第1項に規定する遅延損害金をいう。
- (3) 保証金 条例第11条第1項及び条例第30条第1項、並びに条例第42条第1項に規定する保証金をいう。

(処分の周知)

第3条 卸売業者等に対し許可及び指定(以下「許可等」という。)をするときは、本要綱の規定に基づく許可等の取消処分について、書面により周知するものとする。

(保証金の充当)

第4条 卸売業者等が使用料等を納付期限までに納付せず、滞納金の合計額が保証金の額を上回ったときは、次項の規定に基づき保証金を全額充当するものとする。この場合において、保証金の充当にあたっては、滞納している使用料等について、必要に応じて納付誓約書を提出させるとともに、納付指導を十分に行うものとする。

2 前項前段の規定により保証金を全額充当する場合においては、事前に充当する旨の予告を通知するものとし、当該通知の日から10日までに預託されないときに、充当するものとする。

3 第1項の規定により保証金を充当したときは、卸売業者等は条例第13条第1項及び第31条第2項、並びに第43条第2項の規定により、当該充当した額を追加預託しなければならない。この場合の預託期限は追加預託の通知の日から10日後とする。

(業務の禁止)

第5条 卸売業者等は、前条第3項の規定により指定した預託期限までに預託しない場合、条例第13条第2項及び第31条第2項、並びに第43条第2項の規定により、指定期間経過後、預託を完了するまでは業務を行うことができない。

(許可等の取消処分)

第6条 卸売業者等は預託期限の日から1月以内に預託しないときは、条例第10条第1項及び第29条第1項、並びに第41条第1項の規定により許可を取り消すものとする。

2 第1項の規定により許可を取り消したときは、条例第75条の規定により指定を取り消すものとする。

3 第1項及び前項の取消処分にあたっては、事前に取り消す旨の予告を通知するものとする。

(施設の返還)

第7条 前条第2項の規定により指定を取り消された場合は、条例第74条第1項の規定により施設を返還しなければならない。

(行政手続条例の聴聞)

第8条 第6条第1項の規定に基づく許可及び同条第2項の規定に基づく指定の取消処分にあたっては、新潟市行政手続条例(平成9年新潟市条例第2号)第13条第1項第1号アの規定に基づき、聴聞を実施するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 年 月 日から施行する。

(適用区分)

2 第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に使用料等を納付しない場合の保証金の充当について、適用するものとする。